

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成27年10月1日(2015.10.1)

【公表番号】特表2014-529152(P2014-529152A)

【公表日】平成26年10月30日(2014.10.30)

【年通号数】公開・登録公報2014-060

【出願番号】特願2014-533561(P2014-533561)

【国際特許分類】

G 06 F 13/00 (2006.01)

H 04 M 11/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 13/00 6 2 0

H 04 M 11/00 3 0 2

【手続補正書】

【提出日】平成27年8月11日(2015.8.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一つ以上のコンピューティング・デバイスによって実施される方法であって：

ユーザ・アカウントを介した配信のために、送信者から受信したメッセージを調査し、前記メッセージに関する一つ以上の特徴を抽出するステップと；

前記抽出された特徴に基づいて、メッセージが一つ以上のカテゴリに対応しているか否かを判定するステップであって、ここで、前記カテゴリは、ユーザ・インターフェース内においてメッセージに適用される特徴を有効化するために使用可能である、ステップと；
を具備する方法。

【請求項2】

前記ユーザ・インターフェースは、前記ユーザ・アカウント内のメッセージにアクセスするために、クライアント・デバイスによる表示用に構成される、

請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記の調査は、前記メッセージがニュース・レターとして分類されるべきか否かを確認するために実行される、

請求項1記載の方法。

【請求項4】

前記判定するステップは、前記メッセージの送信者の電子メール・アドレス若しくは前記メッセージの送信者についての評価、前記送信者からの通信が一方向の通信であるか否か、前記送信者からの通信が周期的であるか否か、前記メッセージの受信者がメッセージを読むか否か、または前記メッセージを受信してからユーザがそのメッセージに対して対話処理を行うまでに経過した時間の長さ、に少なくとも部分的に基づく、

請求項3記載の方法。

【請求項5】

前記判定するステップは、前記メッセージが該メッセージに返信することを禁止する旨のテキストを含んでいるか否か、又は前記メッセージが該メッセージを受信することに関する購読の中止を要求するオプションを含んでいるか否か、に少なくとも部分的に基づく

請求項 3 記載の方法。

【請求項 6】

前記判定するステップは、前記メッセージがニュース・レターであるか否かを表すメッセージ内のパターンを推定するのに使用されるコンテンツ学習機能、に少なくとも部分的に基づく、

請求項 3 記載の方法。

【請求項 7】

前記の調査は、前記メッセージが、トランザクション、旅行関連文書、ソーシャル・ネットワーク、電子カード、出会い系サイトメッセージ、金融関連ニュース、未成年に相応しくない記事、受信したメッセージの種別若しくは受信者に基づくターゲット広告、のうちの一つ以上に関係しているかを判定するために実行される、

請求項 1 記載の方法。

【請求項 8】

前記メッセージは、電子メール、SMS のテキスト、MMS のテキストまたはインスタント・メッセージを含む、

請求項 1 記載の方法。

【請求項 9】

メッセージと、ネットワーク・サービスにより分類されるカテゴリを表すデータとを受信するステップであって、前記ネットワーク・サービスは、前記メッセージを通信するユーザ・アカウントを維持し、前記カテゴリは、前記ネットワーク・サービスによる前記メッセージの調査に基づく、ステップと；

前記カテゴリに基づいて前記メッセージを表示するためのユーザ・インターフェースを構成するステップと；

を具備する方法。

【請求項 10】

前記構成するステップは、該当する前記カテゴリに特有の一つ以上のメッセージに適用すべきルールの仕様をサポートするのに実行される、

請求項 9 記載の方法。